

「進学届」の記入例

※進学届は、必ず各自が自署してください。(事情があり代筆される場合は、事情書の添付が必要です。)
進学届記入後は、「奨学資金借用証書」を忘れずに記入してください。

奨学資金借用証書の記入例は裏面を参照

切りはなさないでそのまま進学先学校へ提出してください。

進学先学校への提出期限は、令和2年4月8日(水)です。
なお、進学先の高校等が別に締切日を定める場合は、高校等が指定する締切日までに提出してください。

黒のペン又はボールペンで記入してください。

「進学届」記入について

記入内容を訂正するときは、**規定で2本線を引き、その上部(余白)に書き直してください。**

本人氏名欄
氏名、生年月日、郵便番号、住所、電話番号、携帯電話番号を記入してください。
氏名変更されている方は、改氏名欄に必ず新氏名を記入し、フリガナをつけてください。又、申込時に届け出た口座の新氏名義の通帳コピーを必ず提出してください。

連帯保証人氏名欄
氏名、生年月日、郵便番号、住所、電話番号、携帯電話番号を記入してください。

進学先学校名欄
全日制等のいずれに該当するか、○をつけてください。
学科名、卒業予定年月、学校の正規の最短修業年限を記入してください。

授業料の記入について

(注) 私立の高等学校等に進学された方のみ記入が**必要です。**
国公立に進学された方は**記入不要です。**

年額授業料欄
学校の年間授業料です。(授業料以外の諸経費は除きます。)進学先の学校で確認してください。
なお、進学先の学校設置者から授業料の減額又は免除を受ける者は、□特待生にチェック「レ」をし、減じた額を記入してください。

希望する借入金額(年額)の記入について

黒の太枠欄を参照し、「貸付限度額(年額)」の範囲内で「希望する借入金額(年額)」を記入してください。
貸付限度額に千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げます。
また、貸付限度額未満を希望する場合は、1万円単位となります。

※特別な事情(失職・転職・その他著しい収入減)により採用された方につきましては、第1回目の貸付が受けられない場合があります。

提出年月日を記入してください

様式第16号 1 2 3 4 5 6 受付番号
1 1 29999

令和2年××月××日

高等学校等提出用

注) 進学届の □ の太枠欄のところは、各自が正確に記入してください。

- 令和2年度 -
公益財団法人大阪府育英会 理事長 様

進学届

このたび、下記の学校へ進学しましたので、お届けいたします。

注) 氏名が変わったときは記入してください。

本人氏名	シヨウガク ノゾミ	生年月日	平成16年 8 月 17 日	フリガナ		改氏名	
〒534-0026	住 所 大阪市都島区網島町〇-〇〇	〒06-6357-〇〇△△	自 宅 電 話	080-1234-△△△△	〒090-6376-△△△△	自 宅 電 話	090-6376-△△△△
連帯保証人氏名	シヨウガク タロウ	生年月日	昭和 4 8 0 4 1 0	フリガナ		改氏名	
〒534-0026	住 所 大阪市都島区網島町〇-〇〇	〒06-6357-〇〇△△	自 宅 電 話	090-6376-△△△△	〒090-6376-△△△△	自 宅 電 話	090-6376-△△△△
進学先学校名	〇〇北 高等 学校	学科名	××	卒業予定年月	西暦 16 年 18 月 20 日	最短修業年限	2 3 0 3 3

記入した方は、申込時に届け出た口座の新氏名に変更した通帳コピーを提出してください。

私立の高等学校等に進学された方のみ記入

進学された学校の年額授業料のみを記入してください。進学先の学校設置者から授業料の減額又は免除を受ける者(特待生)は、□特待生にチェック「レ」をし、減じた額を記入してください。

年 額 授 業 料 (私立のみ記入)	23	24	25	26	27	28	29	30
十 万 万 千 百 十 円	0							

国公立の高等学校等(高等専門学校は除く)に進学された方

○国から授業料相当額の就学支援金が支給され、授業料が無償となることから、「貸付限度額(年額)」は「10万円」となります。

大阪府の就学支援推進校(全日制)である私立高等学校、高等専修学校等に進学された方

※下記記載の「大阪府・授業料支援補助金見込額」については、私立高校生のみ1人の子どもを扶養する世帯の見込額となります。実際の金額は子どもの扶養人数により異なります。下記記載の該当する世帯の場合の貸付限度額の範囲内で希望する借入金額(年額)をご記入ください。
○下記記載の「国・就学支援金見込額」と「大阪府・授業料支援補助金見込額」の合計額が60万円となる場合、「貸付限度額(年額)」は「10万円」です。
○下記記載の「国・就学支援金見込額」と「大阪府・授業料支援補助金見込額」の合計額が40万円となる場合、「貸付限度額(年額)」は「30万円」です。
ただし、私立高校生を含む2人の子どもを扶養する世帯の場合、「貸付限度額(年額)」は「20万円」です。
また、私立高校生を含む3人以上の子どもを扶養する世帯の場合、「貸付限度額(年額)」は「10万円」です。
○下記記載の「国・就学支援金見込額」と「大阪府・授業料支援補助金見込額」の合計額が118,800円となる場合、「貸付限度額(年額)」は「24万円」です。
ただし、私立高校生を含む2人の子どもを扶養する世帯の場合、「貸付限度額(年額)」は「10万円」です。
また、私立高校生を含む3人以上の子どもを扶養する世帯の場合、「奨学資金の貸付対象外」です。
○下記記載の「国・就学支援金見込額」と「大阪府・授業料支援補助金見込額」の合計額が0円となる場合、「貸付限度額(年額)」は「24万円」です。

◆上記以外の学校(高等専門学校、大阪府外の私立高等学校等、私立の通信制高等学校等)に進学された方
○別紙「大阪府育英会奨学資金の貸付限度額(年額)の計算方法について」をご参照ください。

国・就学支援金見込額 大阪府・授業料支援補助金見込額
円 円

■提出された「収入に関する証明書等」に基づき、育英会が独自に令和元年度の制度内容で国及び大阪府から補助されるであろう見込額を算定しています。
■国や大阪府の支援金等の制度について、内容に変更が生じた場合は、貸付額が変わる場合があります。

「貸付限度額(年額)」の範囲内で「希望する借入金額(年額)」を記入してください。
貸付限度額に千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げます。
また、貸付限度額未満を希望する場合は、1万円単位となります。

希望する借入金額(年額)	31	32	33	34	35	36
十 万 万 千 百 十 円	0	1	0	0	0	0

↓ 注) 育英会使用欄(この欄には記入しないでください。)

学 校 番 号	枝	区	学 科
7	11	12	13
			14
			15

奨学生控

注)「進学届」を進学学校へ提出したあと、この書類は生徒本人が保管してください。

予約奨学生の手続きについて

受付番号 29999 氏名 シヨウガク ノゾミ

学校名 大阪市立 〇〇中学校

公益財団法人 大阪府育英会

あなたは、下記のとおり令和2年度予約奨学生として「採用」しています。
令和2年4月に学校教育法に規定する高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む)、高等専門学校又は専修学校(修業年限1年以上の学科の高等課程)へ進学し、奨学資金の貸付が必要な場合は、右の「進学届」及び「奨学資金借用証書」を進学先学校を通じて育英会へ提出することにより、奨学生として「本採用」になります。

【審査結果】

貸付までの流れ

- 審査結果に該当する学校へ進学することが確定し、奨学資金の貸付が必要な場合は、「進学届」及び「奨学資金借用証書」を記入し、令和2年4月8日(水)までに進学先の高校等へ書類を提出します。
- 高校等を通じて育英会へ書類が提出されます。
- 令和2年5月下旬頃、高校等を通じて「本採用」の通知書が生徒本人へ交付されます。
- 令和2年6月1日に生徒名義の口座へ振込みます。

注意事項(必ず、よく読んでください。)

- 右の「進学届」及び別紙「奨学資金借用証書」に必要事項を正確に記入し、入学後、下記期限までに進学先学校へ「進学届」、「奨学資金借用証書」を提出してください。
なお、進学先の高校等が別に締切日を定める場合は、高校等が指定する締切日までに提出してください。

進学先学校への提出期限は、令和2年4月8日(水)です。

- 提出期限までに「進学届」、「奨学資金借用証書」の提出がないときは、奨学生を辞退されたものとみなします。進学後の事情の変化で、奨学資金の貸付が不要となった場合は、「進学届」、「奨学資金借用証書」の提出は不要です。
- 「進学届」、「奨学資金借用証書」を提出された方は、在学生を対象とする育英会の奨学生募集に申込みをする必要はありません。
- 国や大阪府の支援金等の制度について、内容に変更が生じた場合は、貸付額が変わる場合があります。
- 奨学資金は、奨学生(生徒)本人の口座へ次のとおり振込みます。

振込先口座

貸付期間は、進学した学校の正規の最短修業期間です。

第1回目は 令和2年6月1日	第2回目は 令和2年10月12日	第3回目は 令和3年2月1日
-------------------	---------------------	-------------------

※貸付額により、第2回目、第3回目の貸付がある場合があります。

- 貸付を受けた奨学金については、今までに貸付を受けた金額及び時期を学校長を経て通知いたします。
- 奨学金の返還は、高等学校等を卒業後6ヶ月を経ってから、定められた返還金額を借用人(生徒本人)の預貯金口座から振替で返還していただきます。

☆お問い合わせは 公益財団法人大阪府育英会 採用貸付課
〒534-0026 大阪市都島区網島町6番20号 大阪私学会館2階
☎06-6357-6272 (ダイヤルイン)
業務時間 平日 9:00~17:30
ホームページ(URL) <https://www.fu-ikuei.or.jp>

「奨学資金借用証書」記入についての注意事項及び記入例

「進学届」と一緒に「奨学資金借用証書」を進学先の学校へ提出してください。

提出期限は、令和2年4月8日(水)です。
 なお、進学先の高校等が別に締切日を定める場合は、高校等が指定する締切日までに提出してください。

印鑑登録証明書をここにのり付けしてください。

※記入した日付を記入してください。

高等学校等提出用

B 奨学資金借用証書

受付番号 -20-29999 借用人 ショウガク ノゾミ
 連帯保証人 ショウガク タロウ

記入日: 2020年 ××月 ××日
 公益財団法人 大阪府育英会理事長 様

私は、貴会より下記金額を借用します。
 ついては、裏面に記載の貴会奨学金貸付返還規程等を守り、約束どおり返還することを下記の者連署して誓約します。
 万一、返還を怠った場合には、延滞金を課せられ、強制執行の手続きをとられても異議ありません。
 また、連帯保証人に対する履行の請求をした場合は、借用人に対してもその効力が及ぶことに同意いたします。
 なお、裏面記載の「個人情報の利用目的等」につき承諾し、個人情報の取扱いについても同意いたします。

※奨学金の借入金額(年額)は、「貸付限度額」の範囲内で奨学生の希望する額とする。
 (大阪府育英会奨学金貸付返還規程第11条第1項)
 ※育英会は、奨学生の保護者の前々年の所得状況をもって計算した貸付限度額の範囲内で貸付年額を奨学生に通知する。
 (大阪府育英会奨学金貸付返還規程第14条第1項)
 ※奨学金貸付時期及び額は、貸付年額に応じ定める。
 (大阪府育英会奨学金貸付返還規程第13条第1項及び同施行細則第9条及び第10条)

借入期間	借入年数	希望する借入金額(年額)	借入額計
2020年4月~2023年3月	3年0か月	100,000	300,000

借用金額

百 十 万 千 百 十 円

¥ 3 0 0 0 0 0

←借用金額の記入ミス・訂正は不可。再発行を育英会に申し出てください。

(注) この借用証書は、各自自署し、各自の印で捺印してください。
 記入については、別紙「記入についての注意事項」を読んでから、記入してください。
 連帯保証人の方は、印鑑登録証明書の原本を右面に貼付してください。

借用人 (奨学生本人)	氏名	(フリガナ) ショウガク ノゾミ	実印	生年月日	昭和 平成 西暦	16年8月17日生
	住所	〒534-0026 大阪市都島区網島町〇-〇〇	実印	連絡先	(自宅)	06-6357-〇〇△△
	進学先学校名	(学校名) 〇〇北高等	実印	連絡先	(携帯)	080-1234-△△△△
連帯保証人	氏名	(フリガナ) ショウガク タロウ	実印	生年月日	昭和 平成 西暦	48年4月10日生
	住所	〒534-0026 大阪市都島区網島町〇-〇〇	実印	連絡先	(自宅)	06-6357-〇〇△△
	勤務先	勤務先名 自営(食堂)	実印	連絡先	(携帯)	080-6376-△△△△
親権者 同意欄 借用人(奨学生本人)が未成年者の場合必ず記入してください。	父(後見人)続柄	氏名 (フリガナ) ショウガク タロウ	実印	生年月日	昭和 平成 西暦	48年4月10日生
	住所	〒534-0026 大阪市都島区網島町〇-〇〇	実印	連絡先	(自宅・携帯)	080-6376-△△△△
	母	氏名 (フリガナ) ショウガク ハナコ	実印	生年月日	昭和 平成 西暦	50年1月1日生
	住所	〒534-0026 大阪市都島区網島町〇-〇〇	実印	連絡先	(自宅・携帯)	080-5678-△△△△

★ 借用金額の記入について ★

進学届に記入した「希望する借入金額(年額)」に学校の正規の最短修業年数を乗じた金額(最終的な借用予定金額)を記入してください。
 ※進学届は裏面の右下部分を参照してください。

- 例1) 最短3年で卒業
 ・希望する借入金額(年額): 10万 記入
 ↓
 ・借用金額は 10万 × 最短3年で 30万 と記入
- 例2) 最短3年で卒業
 ・希望する借入金額(年額): 20万 記入
 ↓
 ・借用金額は 20万 × 最短3年で 60万 と記入

印鑑登録証明書と同一の印鑑(実印)を捺印してください。

- 黒のペン又はボールペンで記入してください。消せるボールペンは使用できません。
- 奨学資金借用証書の記入事項を訂正する場合定規で2本線を引き、その上部(余白)に書き直して、2本線の上に借用証書に使用した印鑑を押ししてください。

(例) 大阪市都島区網島町6番20号
~~大阪市中央区本町2丁目2番20号~~

記入は「必ず」各自が自署し、各自の印鑑を捺印してください。
 (事情があり代筆される場合は事情書の添付が必要です。)

★ 借入期間等の記入について ★

- ・借入期間: 卒業予定までの期間を記入してください。
- ・借入年数: 卒業までの学校の正規の最短修業年・月を記入してください。
- ・希望する借入金額(年額): 進学届に記入した「希望する借入金額(年額)」を記入してください。(裏面の右下参照)
- ・借入額計: 借用金額と同額を記入してください。

- 借用人(奨学生本人)が記入・捺印してください。
- 原則として申込時点の連帯保証人(右上に印字)になります。生徒本人(借用人)との関係に続柄を記入してください。
- 生徒の親権者である父・母が、各自で自署・捺印してください。
 なお、母子世帯の場合は父の欄に、父子世帯の場合は母の欄に、斜線を引いてください。
- 親権を行う者が後見人の場合は、後見人の字句を○で囲み、続柄を記入してください。

「進学届」の記入例は裏面を参照